

平成30年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	103事業所
(2) 当年度総給水量	7,590 千m ³
(3) 一日平均給水量	21 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	38,849 千円
イ 導水施設整備事業	25,879
ロ 配水施設整備事業	12,970

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		670,299 千円
第1項 営 業 収 益		297,461
第2項 営 業 外 収 益		366,995
第3項 特 別 利 益		5,843
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		670,061 千円
第1項 営 業 費 用		648,032
第2項 営 業 外 費 用		15,686
第3項 特 別 損 失		5,843
第4項 予 備 費		500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		137,865 千円
第1項 国 庫 補 助 金		24,820
第2項 他 会 計 補 助 金		13,144
第3項 投 資 償 還 金		99,901

	支	出
第1款 資 本 的 支 出		99,028 千円
第1項 建 設 改 良 費		53,537
第2項 企 業 債 償 還 金		45,490
第3項 国庫補助金返還金		1
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
導水施設整備事業	平成31年度	8,539 千円
(一時借入金)		

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 38,933 千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、69,034千円である。

平成30年2月14日提出

沖繩県知事 翁 長 雄 志